

シティ・オーストラリア毎月分配型ファンド

追加型株式投資信託 / バランス型 / 自動けいぞく投資可能



設定・運用は **シティグループ・アセット・マネジメント**

1. この目論見書により行うシティ・オーストラリア毎月分配型ファンドの受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成15年5月23日に関東財務局長に提出しており、平成15年6月8日にその届出の効力が生じております。
2. シティ・オーストラリア毎月分配型ファンドは、主に外貨建公社債を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入債券の値動き等により上下しますので、これにより投資元本を割込むことがあります。また、組入れた債券の発行者の経営・財務内容の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割込むことがあります。
当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失はすべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

シティ・オーストラリア毎月分配型ファンド

当概要は、目論見書本文の証券情報、ファンド情報等を要約したもので、目論見書の一部です。詳細につきましては、目論見書本文の該当ページをご覧ください。

商品分類	追加型株式投資信託 / バランス型 / 自動けいぞく投資可能
投資の基本方針	主として豪ドル建の公社債に投資を行い、信託財産の成長と毎月の安定した分配を目指します。
投資対象	「シティグループ・豪ドル債券マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。
主な投資制限	外貨建資産への投資には、制限を設けません。 有価証券先物取引等は、原則としてヘッジ目的に限定します。
価額変動リスク	公社債などの値動きのある証券（当ファンドは円建ですが、外国証券に投資しますので、為替変動の影響を受けます。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
信託期間	原則として無期限です。
決算と収益分配	決算日（原則として毎月10日、休業日の場合は翌営業日。）に、収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、第1計算期間は、平成15年6月30日から平成15年8月11日までとします。
当初設定日	平成15年6月30日
お申込日	原則として毎営業日（シドニー先物取引所、シドニーの銀行休業日またはメルボルンの銀行休業日の場合を除く）の午後3時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時）まで受け付けます。
お申込期間	当初募集期間 平成15年6月9日から平成15年6月27日まで 継続募集期間 平成15年6月30日から平成16年9月9日まで
お申込価額	当初募集期間 1口当たり1円 継続募集期間 取得申込受付日の翌営業日の基準価額
お申込単位	目論見書本文17ページをご参照ください。
お申込手数料	取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初募集期間中においては1口当たり1円）に、2.5%を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。
途中換金	原則として毎営業日（シドニー先物取引所、シドニーの銀行休業日またはメルボルンの銀行休業日の場合を除く）の午後3時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時）まで受け付けます。解約代金のお支払日は、取得申込受付日から起算して5営業日目以降となります。
信託財産留保額	なし
信託報酬	純資産総額に対し年率1.25%

目論見書本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分にご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

主な投資対象と運用の基本方針

1. UBSオーストラリア債券インデックス*（為替ヘッジなし、円換算ベース）を参考指標として運用を行います。
*平成15年6月8日までは「UBSウォーバーグ・オーストラリア債券インデックス」。
2. 豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券及び資産担保証券等を主要投資対象とします。投資を行う公社債は、取得時において、原則として格付機関からA - / A3以上の格付を付与されたものとします。
3. デュレーション・コントロール、セクター配分、銘柄選定の3つの戦略により超過収益の獲得を目指します。
4. シナリオ・ディペンデント・オプティマイゼーション（SDO）を活用したデュレーション・コントロールを行います。ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として参考指標のデュレーション±1年とします。
5. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。

リスク及び留意点

以下に記載するリスク及び留意点は、当ファンドの目論見書に記載するリスク及び留意点を要約したものであり、当ファンドに関する全てのリスク及び留意点を示すものではありません。詳細につきましては、目論見書本文の該当ページをご覧ください。

慎重な投資の判断を行うために、当ファンドの受益証券の取得申込者には、当ファンドの投資目的及びリスクの認識が求められます。当ファンドは、主に外貨建公社債を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入債券の値動き、通貨価格の変動等により上下しますので、これにより投資元本を割込むことがあります。また、組入れた債券の発行者の経営・財務内容の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失はすべて受益者に帰属します。当ファンドが主たる組入対象とする証券等には主として次のようなリスク及び留意点があり、基準価額を変動させる要因となります。

- ①金利変動リスク
- ②信用リスク
- ③期限前償還リスク及び期限延長リスク
- ④外国証券へ投資するリスク
- ⑤デリバティブ活用のリスク
- ⑥当ファンドからの資金流出に伴う留意点
- ⑦収益分配に関する留意点

資金動向、市況動向等によっては、投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

目次

	頁
I ファンド情報	1
1. 目的及び基本的性格	1
2. 仕組み	3
3. 投資方針	4
4. 投資制限	9
5. 分配方針	11
6. マザーファンドの概要	12
7. 運用体制	14
8. 投資リスク	16
9. お申込み・換金	17
10. 費用及び税金等	19
11. 管理及び運営等	22
12. 運用状況	26
13. 経理状況	26
II 委託会社の概況	26
III その他	28
添付書類	
1. 約款	30
2. 用語集	49

有価証券届出書提出日	: 平成15年5月23日
発行者名	: シティグループ・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役 田島 廣久
本店の所在の場所	: 東京都千代田区大手町一丁目1番3号
募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	: シティ・オーストラリア毎月分配型ファンド
募集内国投資信託受益証券の金額	: 当初募集額 上限 300億円 : 継続募集額 上限 4,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	: 該当ありません。

I ファンド情報

1. 目的及び基本的性格

1. ファンドの目的及び基本的性格

「シティ・オーストラリア毎月分配型ファンド」(以下「当ファンド」ということがあります。)は、主として豪ドル建の公社債に投資を行い、信託財産の成長を目指し、同様の運用目的を持つ「シティグループ・豪ドル債券マザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)の受益証券を主要投資対象として運用を行うことを基本とします。

当ファンドは、追加型株式投資信託・バランス型*に属します。

信託金の限度額は、信託約款の定めにより4,000億円となっております。ただし、委託会社(シティグループ・アセット・マネジメント株式会社)は、受託会社(ユーエフジェイ信託銀行株式会社)と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

*「バランス型」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上の株式組入限度額70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの」として分類されるファンドです。当ファンドは、公社債中心に運用を行うものに該当します。

2. ファンドの特色

- 主として豪ドル建の公社債に投資を行い、信託財産の成長と毎月の安定した分配を目指します。UBSオーストラリア債券インデックス* (為替ヘッジなし、円換算ベース)を参考指標として運用を行います。

*平成15年6月8日までは「UBSウォーバーグ・オーストラリア債券インデックス」。

- 豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券及び資産担保証券等を主要投資対象とします。投資を行う公社債は、取得時において、原則として格付機関からA-/A3以上の格付を付与されたものとします。

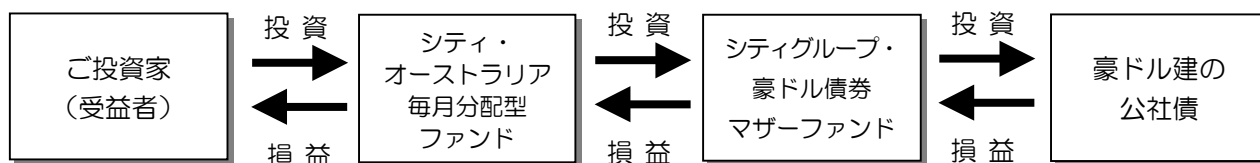
- デュレーション・コントロール、セクター配分、銘柄選定の3つの戦略により超過収益の獲得を目指します。

- シナリオ・ディペンデント・オプティマイゼーション(SDO)を活用したデュレーション・コントロールを行います。ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として参考指標のデュレーション±1年とします。

- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。

- 「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



委託会社は、上記マザーファンドに投資を行う当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行うことがあります。平成15年5月23日現在の上記マザーファンドを投資対象とするファンドについては、下記「6. マザーファンドの概要」をご参照ください。

3. その他のファンドの情報

① 内国投資信託受益証券の形態等

当ファンドは契約型の追加型株式投資信託です。当ファンドの受益証券は、原則として無記名式ですが、受益者の請求により記名式に変更することができます。格付は取得していません。

② 発行数

当初募集期間：300億口を上限とします。

継続募集期間：4,000億円相当口*を上限とします。

* 受益証券1口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の合計額に相当する口数です。

③ 発行価額の総額

当初募集期間：300億円を上限とします。

継続募集期間：4,000億円*を上限とします。

* 受益証券1口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

④ 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

⑤ ファンドの沿革

平成15年5月23日 関東財務局に対して有価証券届出書の提出

平成15年6月8日 有価証券届出書の効力発生

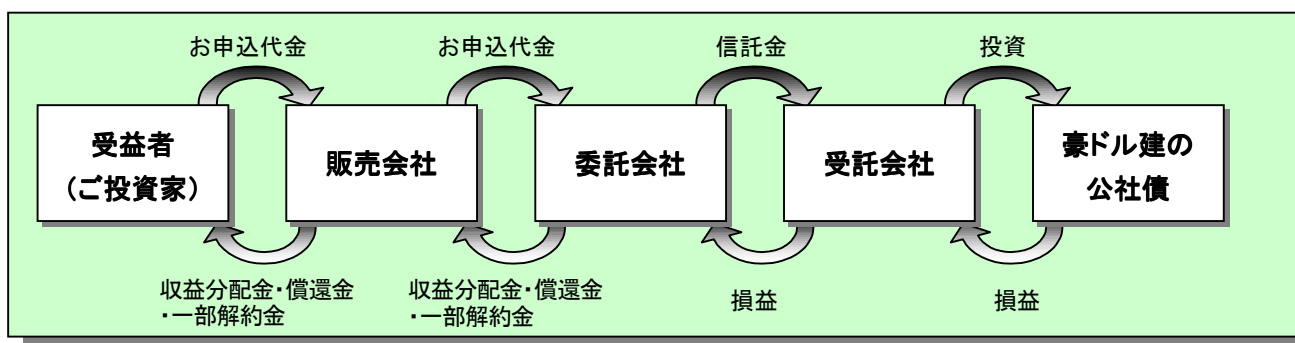
平成15年6月9日 当ファンドの募集開始

平成15年6月30日 信託契約締結、当ファンドの設定及び運用開始（予定）

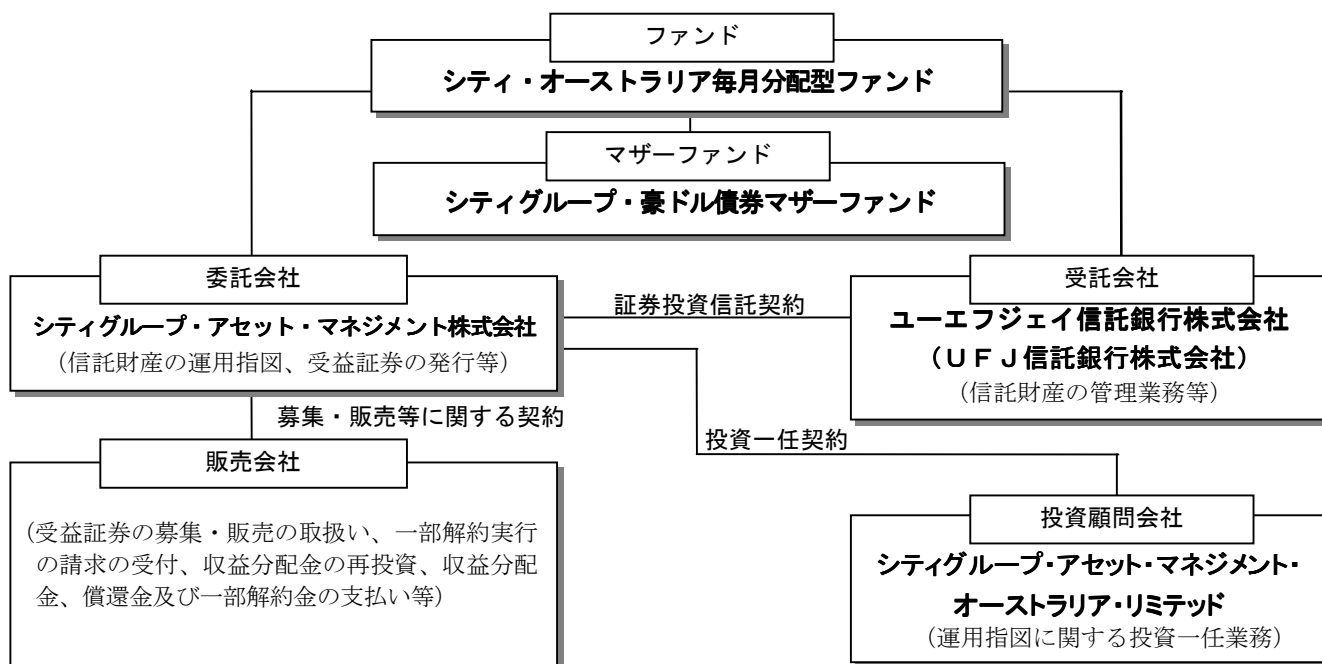
2. 仕組み

1. ファンドの仕組み

- シティグループ・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）
- ユーエフジェイ信託銀行株式会社(UFJ信託銀行株式会社)（以下「受託会社」ということがあります。）
- シティグループ・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド（以下「投資顧問会社」ということがあります。）
- 「販売会社」については、「9. お申込み・換金 1. お申込み手続等 ■お申込みの取扱場所並びに払込取扱場所」をご参照ください。



2. 委託会社及びファンドの関係法人



3. 投資方針

1. 投資方針及び主要投資対象等

① 基本方針

当ファンドは、主として豪ドル建の公社債に投資を行い、信託財産の成長と毎月の安定した分配を目指します。

② 運用方法

a. 投資対象

シティグループ・豪ドル債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

b. 投資態度

(1) UBSオーストラリア債券インデックス*（為替ヘッジなし、円換算ベース）を参考指標として運用を行います。

*平成15年6月8日までは「UBSウォーバーグ・オーストラリア債券インデックス」。

(2) 豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券及び資産担保証券等を主要投資対象とします。投資を行う公社債は、取得時において、原則として格付機関からA-／A3以上の格付を付与されたものとします。

(3) デュレーション・コントロール、セクター配分、銘柄選定の3つの戦略により超過収益の獲得を目指します。

(4) シナリオ・ディペンデント・オプティマイゼーション（SDO）を活用したデュレーション・コントロールを行います。ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として参考指標のデュレーション±1年とします。

(5) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。

(6) 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券指数等オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

(7) 異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

(8) 金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

(9) 当初設定時並びに償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、急激な市況動向が発生もしくは予想されるとき、並びに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

1

豪ドル建債券に投資します。

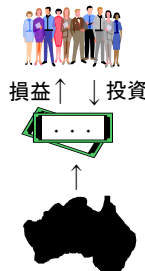
- ◎豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券及び資産担保証券等を主要投資対象とします。投資を行う公社債は、取得時において、原則として格付機関からA-／A3以上の格付を付与されたものとします。
- ◎デュレーション・コントロール、セクター配分、銘柄選定の3つの戦略により超過収益の獲得を目指します。
- ◎シナリオ・ディペンデント・オブティマイゼーション（SDO）を活用したデュレーション・コントロールを行います。ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として参考指標のデュレーション±1年とします。
- ◎外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。
- ◎UBSオーストラリア債券インデックス*（為替ヘッジなし、円換算ベース）を参考指標として運用を行います。
*平成15年6月8日までは「UBSウォーバーグ・オーストラリア債券インデックス」。

■ 組入債券の種類

主として豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券（MBS）、資産担保証券（ABS）等に分散投資します。信用リスクを抑制するために、相対的に格付の高い（取得時において格付機関からA-／A3の格付を付与されたもの）豪ドル建の債券を組入れます。

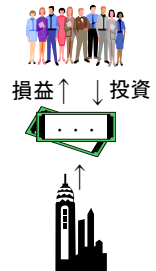
国債、州政府債

国及び州政府が行う借入の見返りに発行する証券のこと。オーストラリアでは、連邦政府の発行するものを連邦国債、各州が発行するものを州政府債と呼びます。



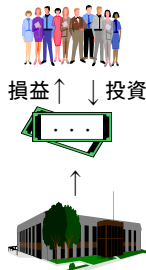
国際機関債

各国政府が共同で出資し、国際的な地域経済開発・発展のために国境にとらわれず活動する金融機関等が発行する債券です。オーストラリアでも各機関による発行が行われています。



社債

民間企業が、設備投資等のため投資家から直接資金を調達することを目的として発行する債券です（直接金融）。直接投資家から資金を調達することから、銀行から融資を受けることによって資金を調達する「間接金融」とは異なります。



モーゲージ証券（MBS = Mortgage Backed Securities）

住宅ローンを担保として発行された債券であり、ローンから発生する元金と利子の返済がその債券の元本と利子の支払原資になります。その多くは政府系機関または信用力の高い金融機関等により発行されており、信用リスクは相対的に低く抑えられた債券であると言えます。



資産担保証券（ABS = Asset Backed Securities）

住宅ローンや不動産ローン以外の貸付債権等を担保に発行された債券であり、それらから発生する元金と利子の返済がその債券の元本と利子の支払原資になります。担保の代表的なものとしては自動車ローン債権、クレジットカード債権、企業向けローン債権等があります。

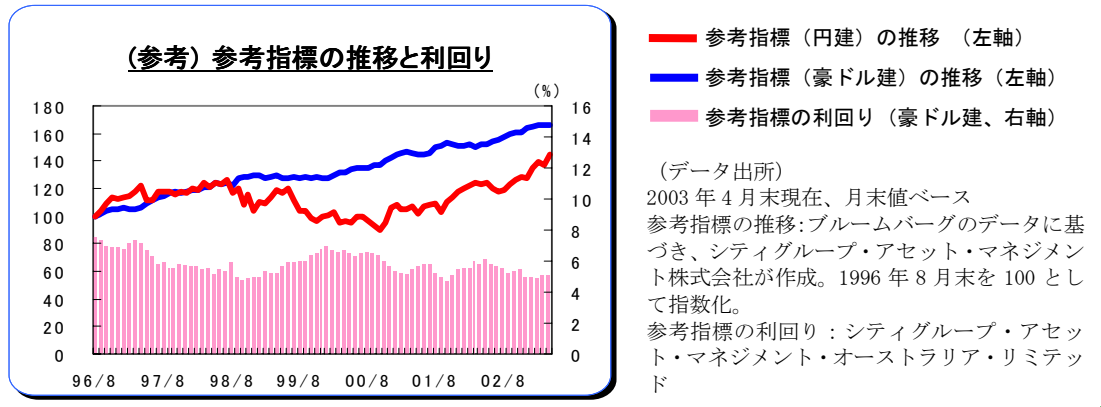
※上記の図は、国債、州政府債、国際機関債、社債、MBS、ABS等の一般的な特徴の一部について例示したものであり、すべての国債、州政府債、国際機関債、社債、MBS、ABS等が上記例と同様な仕組みを持つとは限りません。

■ 金利変動リスクの目安となるポートフォリオ全体のデュレーション(実質平均残存期間)は、原則として参考指標*¹のデュレーション±1年とします。

* 1 当ファンドの参考指標は、UBSオーストラリア債券インデックス* (為替ヘッジなし、円換算ベース) とします。当該参考指標は、オーストラリアの債券市場のパフォーマンスを測定するために構築されたインデックスです。国債、州政府債、社債、国際機関債等を対象としています。なお、円換算ベースとは、委託会社がUBSオーストラリア債券インデックス*を円ベースに換算したものです。

参考指標とは、ファンドの運用にあたって、運用成果の目標の目安とする指標のことをいい、分配金の目安ではありません。

*平成15年6月8日までは「UBSウォーバーグ・オーストラリア債券インデックス」。



※上記グラフは過去の実績であり、当ファンドの将来の投資成果及び分配金のお支払いを約束するものではありません。

■ シナリオ・ディペンデント・オブティマイゼーション (SDO)

シナリオ・ディペンデント・オブティマイゼーション (SDO) の手法を活用して、効率的なポートフォリオ構築とリスク・コントロールを行うことを目指します。

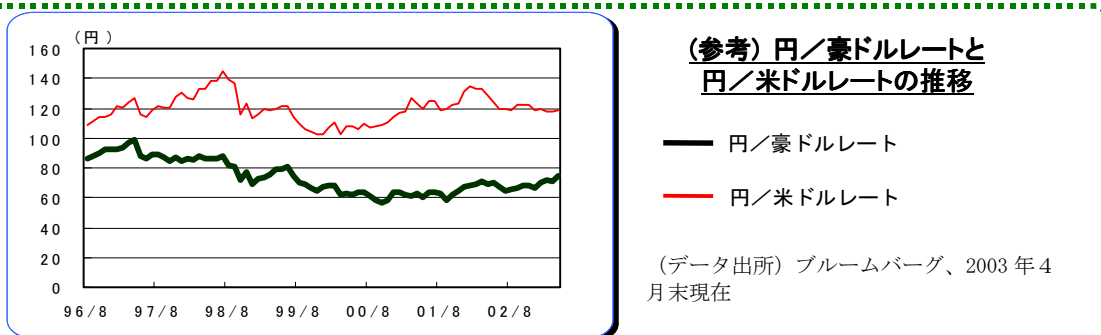
シナリオ・ディペンデント・オブティマイゼーション (SDO)

「シナリオ・ディペンデント・オブティマイゼーション (SDO)」は、ひとつの投資環境シナリオを想定し、それに依存するのではなく、特定のシナリオの他に複数の代替シナリオを想定し、代替シナリオにあるイベントが発生した場合に考えられるマイナス効果を最小限に抑えつつ、基本シナリオにおいて最大限の収益を獲得するための方針を策定するツールです。

インベストメント・ストラテジー・グループ (株式運用グループと公社債運用グループから各ポートフォリオ・マネジャー並びにエコノミストが出席) が四半期毎に行う会議において、景気動向等のファンダメンタルズ分析を行います。その分析結果をもとに、債券運用グループにおいてイールド・カーブ予測を行い、SDOによるデュレーション戦略の決定が行われます。

■ 為替相場との関係

当ファンドは、為替ヘッジは行いません。したがって、当ファンドの基準価額と分配金は円/豪ドル為替相場の変動の影響を受けます。



※上記グラフは過去の実績であり、当ファンドの将来の投資成果及び分配金のお支払いを約束するものではありません。

2

毎月の安定した分配を目指します。

◎組入債券の利子収入等を原資として、毎月決算時（原則として毎月10日、休業日の場合は翌営業日）に分配*を行うことを目指します。

* 原則として組入債券からの利子収入等を中心に、信託報酬等の運用関係諸費用等を差引いた金額を基に、毎月の安定した分配を目指します。

◎当ファンドは、為替ヘッジを行わないため、分配金（及び基準価額）は円/豪ドル為替相場の変動の影響を受けます

◎分配原資が少額の場合には、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

(分配金の受取りと為替変動の影響のイメージ図)



※上記の図はイメージ図であり、当ファンドの将来の投資成果及び分配金のお支払いをお約束するものではありません。

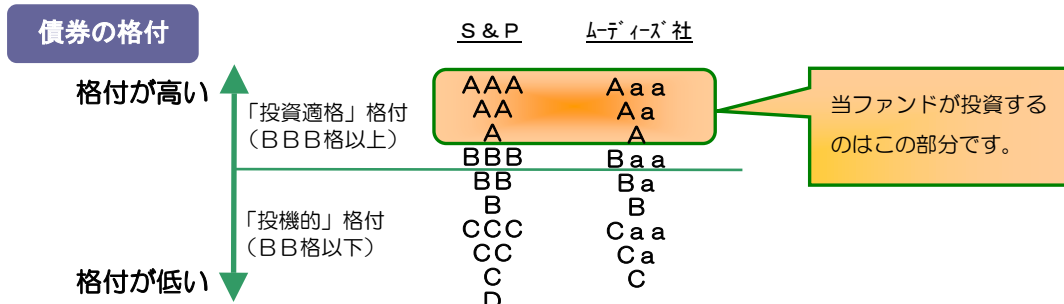
2. 当ファンド特有のリスク、及びそれに対する運用手法

■ 債券の元利金の支払いに関するリスク（信用リスク）

投資を行う公社債は、取得時において、原則として格付機関からA- / A3格以上の格付を付与されたものとし、信用リスクの低減を図ります。

信用リスク

債券の元本や利息の支払いが滞ったり、支払われなくなるリスクが「信用リスク」です。債券の価格は、その債券の発行体の信用状態の変化により変動することがあります。当ファンドは、専門の格付機関により相対的に高い格付を付与された債券に投資することにより、信用リスクの抑制を図り、安定運用を目指します。



※上記の図は、スタンダード&プアーズ（S & P）及びムーディーズ社の格付を参考にし、当ファンドが投資を行う債券の格付をイメージ図化したものです。

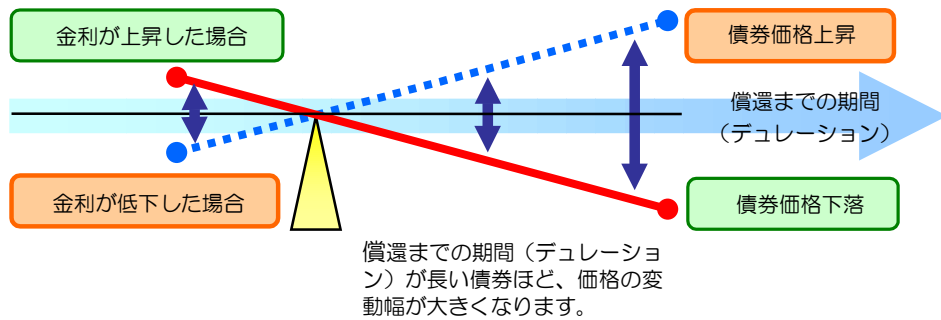
■ 金利の変化が債券の価格に影響するリスク（金利変動リスク）

ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として参考指標のデュレーション±1年とします。

デュレーション

金利変動リスクの目安となる数値です。これは、債券のキャッシュフローに基づく平均残存期間や金利感応度を意味するもので、この数値の絶対値が大きいほど市場金利が変動したときの債券価格への影響が大きくなります。債券の場合、一般的に償還までの期間が長いほどデュレーションは長くなります。

金利変動リスクとデュレーション（イメージ図）



※上記の図は、デュレーション毎の金利変動に対する債券の価格変動を表したイメージ図であり、実際の価格変動とは異なります。

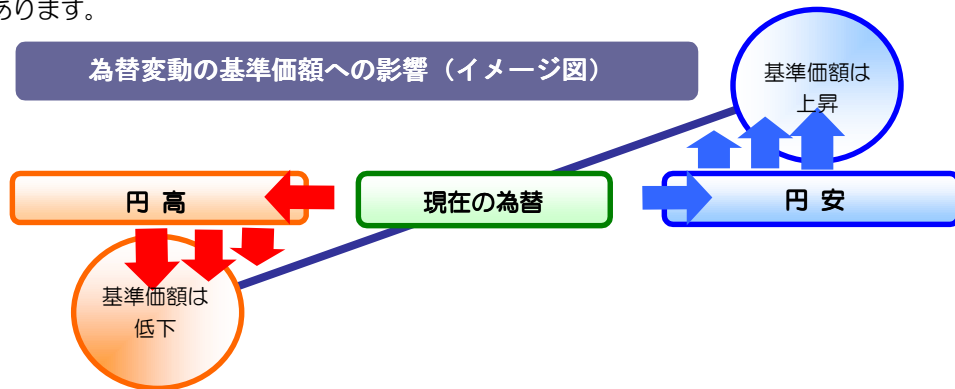
■ 為替の変動（為替変動リスク）

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額と分配金は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。

為替変動リスク

当ファンドは、円建て基準価額が表示されるファンドです。また、為替ヘッジは行いません。したがって、当ファンドの基準価額は、円安になると上昇する傾向が、反対に円高になると下落する傾向があります。

為替変動の基準価額への影響（イメージ図）



※上記の図は、円相場の値動きに対する基準価額の動きを表したイメージ図です。市況環境によっては基準価額は異なる値動きを見せることもあります。

3. その他の投資方針・投資対象

- 有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。
- マザーファンドの一部解約、組入れた有価証券の売却等の指図ができます。また、一部解約代金、売却代金、償還金、利子等を再投資することの指図ができます。
- 投資対象については、約款第20条及び約款第21条をご参照ください。

（注）詳細については、巻末の添付書類「1. 約款」をご参照ください。

4. 投資制限

信託財産の運用は、下記に掲げる法令及び約款等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

- ① **株式等への投資制限（約款「運用の基本方針」、約款第 21 条第 3 項、第 23 条、第 24 条第 1 項）**
 - ・投資することを指図する株式等は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。
 - ・株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
 - ・同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ② **新株引受権証券及び新株予約権証券の投資制限（約款「運用の基本方針」、約款第 21 条第 4 項、第 24 条第 2 項）**
 - ・新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
 - ・同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ③ **マザーファンド受益証券以外の投資信託証券の投資制限（約款「運用の基本方針」、約款第 21 条第 5 項）**

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ④ **同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款「運用の基本方針」、約款第 29 条）**

同一銘柄の転換社債並びに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号の定めがあるものへの投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑤ **外貨建資産への投資制限（約款「運用の基本方針」）**

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑥ **信用取引の指図範囲（約款第 25 条）**

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、約款第 25 条の範囲内で信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。
- ⑦ **先物取引等の運用指図（約款第 26 条）**

有価証券先物取引等を約款第 26 条の範囲内で行うことの指図をすることができます。
- ⑧ **スワップ取引の運用指図（約款第 27 条）**
 - ・スワップ取引を約款第 27 条の範囲内で行うことの指図をすることができます。
 - ・スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ⑨ **金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図（約款第 28 条）**
 - ・金利先渡取引及び為替先渡取引を約款第 28 条の範囲内で行うことの指図をすることができます。
 - ・金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

⑩ 有価証券の貸付の指図及び範囲（約款第 30 条）

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を約款第 30 条の範囲内で貸付の指図をすることができます。

⑪ 公社債の空売りの指図範囲（約款第 31 条）

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。なお、売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

⑫ 公社債の借入れ（約款第 32 条）

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

⑬ 資金の借入れ（約款第 41 条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、約款第 41 条の範囲内で資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

⑭ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第 33 条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮ 外国為替予約の指図（約款第 34 条）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑯ 受託会社による資金の立替え（約款第 43 条）

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

⑰ その他の投資制限（約款「運用の基本方針」）

国債、州政府債、またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として一発行体の発行する証券の保有は、純資産総額の 10%以内とします。ただし、当初設定時、純資産総額の過少な時期並びに大量解約の場合等は除くものとします。

⑱ 「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）による投資制限

「Ⅲ その他 3. 投信法による投資制限」をご参照ください。

（注）詳細については、巻末の添付書類「1. 約款」をご参照ください。

5. 分配方針

毎決算時（原則として毎月10日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益（マザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、原則として繰越分を含めた受取り利子・配当収益を中心に、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定し、毎月の分配を目指します。ただし、信託約款に定める範囲内で、売買益をも源泉として分配を行うことがあります。また、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わない場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ④ 自動けいぞく投資コースを選択した場合は、分配金（税引後）は、原則として、自動けいぞく投資約款に基づいて全額再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により収益分配金を受益者に支払う場合もあります。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- ① 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額とマザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし利子等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし利子等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ③ 上記①におけるみなし利子等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る利子等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

6. マザーファンドの概要

「シティグループ・豪ドル債券マザーファンド」

1. 投資方針

マザーファンドは、主として豪ドル建の公社債に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指します。

- ① UBSオーストラリア債券インデックス*（為替ヘッジなし、円換算ベース）を参考指標として運用を行います。
*平成15年6月8日までは「UBSウォーバーグ・オーストラリア債券インデックス」。
- ② 豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券及び資産担保証券等を主要投資対象とします。投資を行う公社債は、取得時において、原則として格付機関からA-/A3以上の格付を付与されたものとします。
- ③ デュレーション・コントロール、セクター配分、銘柄選定の3つの戦略により超過収益の獲得を目指します。
- ④ シナリオ・ディペンデント・オプティマイゼーション（SDO）を活用したデュレーション・コントロールを行います。ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として参考指標のデュレーション±1年とします。
- ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。
- ⑥ 国内及び外国の市場における有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑦ スワップ取引を行うことができます。
- ⑧ 金利先渡し取引及び為替先渡し取引を行うことができます。
- ⑨ 当初設定並びに償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、急激な市況動向発生もしくは予想されるとき、並びに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑩ シティグループ・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドに、運用の指図に係る権限を委託します。

2. 投資対象

投資対象については、約款第12条及び第13条をご参照ください。

3. 投資制限

マザーファンドの信託財産の運用は、下記に掲げる法令及び約款等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

① 外貨建資産への投資制限（約款「運用の基本方針」）

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

② 先物取引等の指図範囲（約款第16条）

有価証券先物取引等を約款第16条の範囲内で行うことの指図をすることができます。

③ スワップ取引の運用指図（約款第17条）

- ・スワップ取引を約款第17条の範囲内で行うことの指図をすることができます。
- ・スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限り

ではありません。

④ 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図（約款第 18 条）

- ・金利先渡取引及び為替先渡取引を約款第 18 条の範囲内で行うことの指図をすることができます。
- ・金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

⑤ 有価証券の貸付の指図及び範囲（約款第 19 条）

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を約款第 19 条の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

⑥ 公社債の空売りの指図範囲（約款第 20 条）

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。なお、売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

⑦ 公社債の借入れ（約款第 21 条）

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。公社債の借入れの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

⑧ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第 22 条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑨ 外国為替予約の指図（約款第 23 条）

- ・外国為替の売買の予約を指図することができます。この外国為替取引の指図は、信託財産の実質純資産総額の範囲内で行うこととします。
- ・上記の範囲を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替売買等の指図を行うものとします。

⑩ その他の投資制限（約款「運用の基本方針」）

国債、州政府債、またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として一発行体の発行する証券の保有は、純資産総額の 10%以内とします。ただし、当初設定時、純資産総額の過少な時期並びに大量解約の場合等は除くものとします。

⑪ 投信法による投資制限

「Ⅲ. その他 3. 投信法による投資制限」をご参照ください。

（注）詳細については、巻末の添付書類「1. 約款」をご参照ください。

平成 15 年 5 月 23 日現在、当ファンド以外で「シティグループ・豪ドル債券マザーファンド」に投資を行っているファンドはありません。

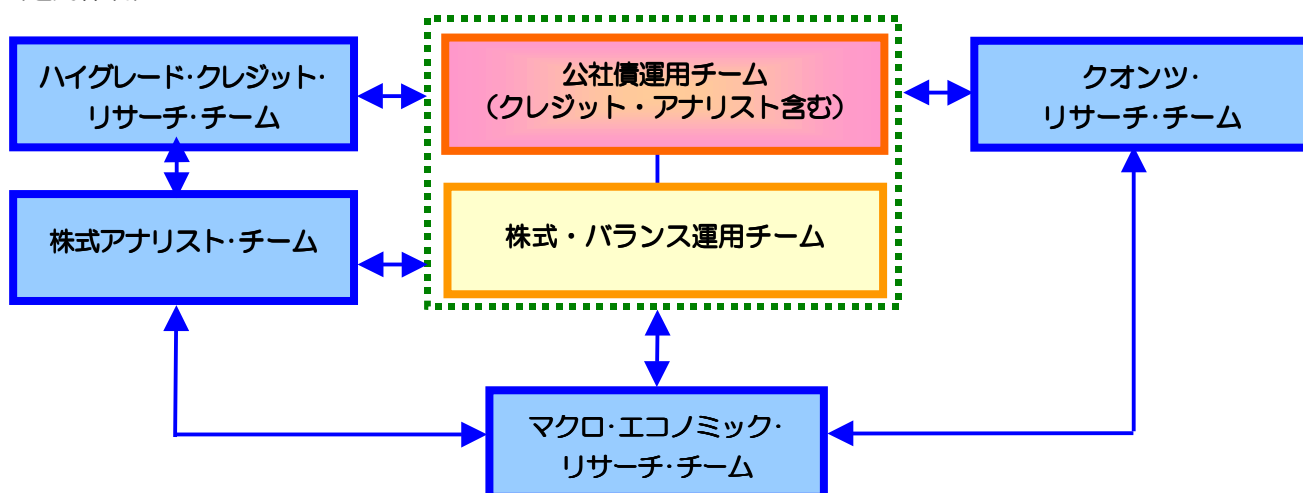
7. 運用体制

当ファンドの実質的運用はマザーファンドにて行います。その運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたシティグループ・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド（投資顧問会社）（住所： Level 15, 120 Collins Street Melbourne VIC 3000）が行います。

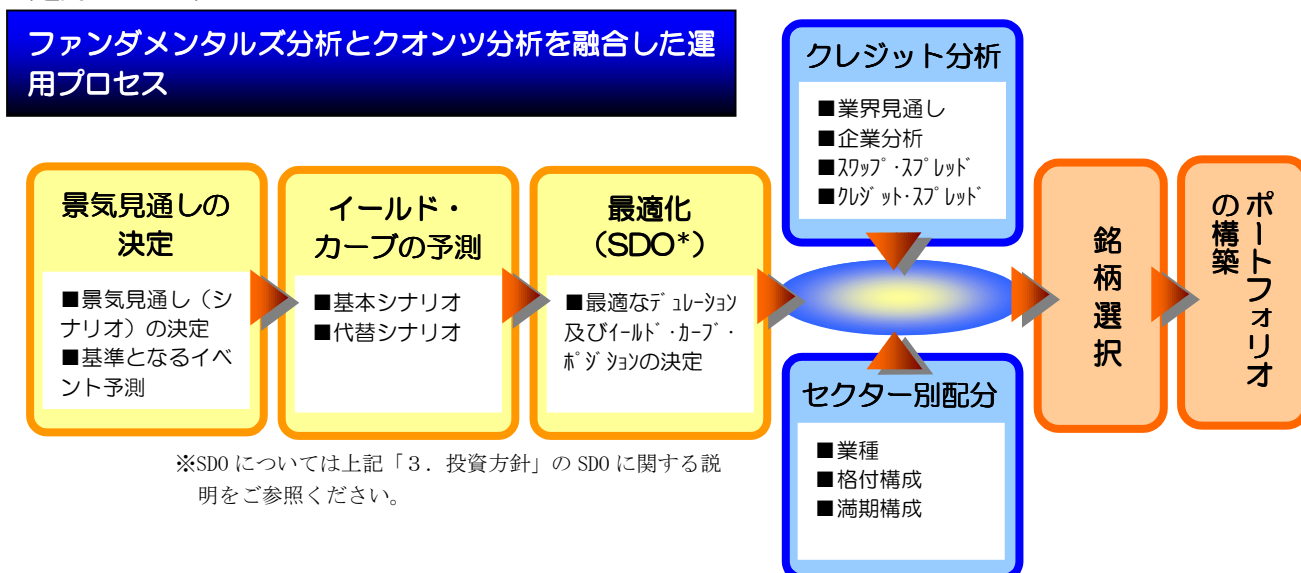
1. 投資顧問会社の運用体制

- ① 投資顧問会社の運用体制は、実際のポートフォリオの運用・管理を行う公社債運用チーム、株式・バランス運用チームを中心に構成されています。
- ② 当該ファンドの運用は、公社債運用チームが担当します。同チームは、ポートフォリオ・マネジャー、クレジット・アナリスト、トレーダー等で構成されています。同チームは、投資顧問会社内の運用担当者、エコノミスト等との連携を図りつつ、公社債運用に関する投資方針の策定を行うとともに、投資方針に基づく個別ポートフォリオの運用・管理を行っています。
- ③ 運用チームのポートフォリオ・マネジャーは、投資顧問会社が属するシティグループ・アセットマネジメント・グループの世界各地の投資拠点の運用担当者と情報交換を行い、運用に役立っています。また、運用チームに情報提供を行うエコノミスト、クレジット・アナリストも、それぞれグローバル・チームの一員として、オーストラリア国内にとどまらず、グローバル・ベースでの情報収集・分析を日々、行っています。特に、ポートフォリオ・マネジャー、クレジット・アナリストは、株式アナリストと密に情報交換を行っており、運用に役立っています。

（運用体制）



（運用プロセス）



2. 委託会社の運用体制

委託会社の運用本部債券運用部は、投資顧問会社の運用が、投資一任契約書及び運用ガイドラインを遵守し適切に行われていることを監督します。また、すべての取引については、モニタリングが行われ、問題が発生した場合には、遅滞なくコンプライアンス・オフィサーに連絡されるとともに、必要な措置が講じられます。

(注) ファンドの運用体制及び運用のプロセス等は平成 15 年 5 月 23 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. 投資顧問会社のリスク管理体制

- 公社債運用チームは、ファンドを運用する上で運用成績が参考指標から乖離するリスクやトラッキング・エラーが発生する可能性について細かく監視しています。

- ポートフォリオ・マネジャー並びにコンプライアンス・マネジャーは、規定されている投資制限から逸脱するなどの運用エラーが発生しないように、組入銘柄の変更が保有比率や投資の目的、投資制限等に抵触しないよう日々厳しくチェックします。

- また、ポートフォリオ・マネジャーは、独自のリスク管理システムからアウト・プットされる情報により、各自が担当するファンドの組入銘柄の状況と、投資制限等の遵守を毎日確認し、署名することが義務づけられています。

4. 委託会社のリスク管理体制

委託会社は、投資顧問会社が上記に定めるリスク管理体制を遵守しているか、モニタリングを行います。また、問題が発生した場合には、遅滞なくコンプライアンス・オフィサーに連絡され、必要な措置が講じられます。

(注) ファンドのリスク管理体制は平成 15 年 5 月 23 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

8. 投資リスク

慎重な投資の判断を行うために、当ファンドの受益証券の取得申込者には、当ファンドの投資目的及びリスクの認識が求められます。

当ファンドは、主に外貨建公社債を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入債券の値動き等により上下しますので、これにより投資元本を割込むことがあります。また、組入れた債券の発行者の経営・財務内容の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割込むことがあります。当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。当ファンドの収益や投資利回り等は未確定であり、当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失はすべて受益者に帰属します。当ファンドが主たる組入対象とする証券等には主として次のような性質があり、基準価額を変動させる要因となります。

① 金利変動リスク

一般的に金利が上昇した場合には、当ファンドの主要投資対象である債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

② 信用リスク

一般的に公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品にデフォルト（元金支払いの不履行及び遅延）が生じた場合、またはデフォルトが予想される局面となった場合には、当該商品の価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、当ファンドの受益証券の基準価額の下落要因になります。

③ 期限前償還リスク及び期限延長リスク

当ファンドの保有する債務証券の発行体の中には、特に、金利下降局面において、債券の期限前償還または期限前返済を行うことができるものも含まれます。当ファンドは、かかる元本を当初期待した金利水準で再投資することができない可能性があり、そのためファンドの収益を減少させ、ファンドは支払われたプレミアム分を失うことがあります。

他方、金利の上昇は、期限前返済の発生率を、予想よりも引下げることがあります。期限前返済率の低下は、その影響を受ける証券の満期を、想定していた期間よりも長期化させる要因となり、それらの証券の想定された利回りに影響を与え、当ファンドの受益証券の価格をより変動しやすくします。CMO（モーゲージ担保債務証券）を含むモーゲージ証券は、特に期限前返済の影響を受けやすく、その価格は、期限前返済のない証券に比べてより変動しやすい可能性があります。

④ 外国証券へ投資するリスク

外国証券については、一般的に外国為替相場が円高になった場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。また、外国通貨建証券は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて、価格が大きく変動する可能性もあります。

⑤ デリバティブ活用のリスク

当ファンドは債券、金利、為替関連のデリバティブ（金融派生商品）を活用することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性があり、運用上意図した投資成果が得られない場合もあります。デリバティブに基づく損失は、基準価額を引下げるか、またはより一層の変動をもたらします。

⑥ 当ファンドからの資金流出に伴う留意点

解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことにより当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

⑦ 収益分配に関する留意点

当ファンドは、組入債券のインカムゲインを中心に、安定した収益の分配を目指して運用を行いますが、これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。当ファンドの収益分配金は、分配方針に基づいて毎決算時に委託会社が決定します。なお、委託会社の判断により決算時に収益分配を行わない場合もあります。

(注) 資金動向、市況動向等によっては、投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

9. お申込み・換金

1. お申込み手続等

■ お申込期間

当初募集期間：（平成15年6月9日から平成15年6月27日まで）

継続募集期間：（平成15年6月30日から平成16年9月9日まで）

申込受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}にてお申込みの受付が行われます。

^{*1} 取得申込受付日が、シドニー先物取引所、シドニーの銀行休業日またはメルボルンの銀行休業日の場合には、販売会社の営業日であっても、取得のお申込みは受け付けません。

^{*2} 原則として、午後3時（わが国の証券取引所が半休日になる場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日のお申込み受付分とします。この受付時間が過ぎてからの取得申込は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとします。

^{*3} 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

■ お申込みの取扱場所並びに払込取扱場所

販売会社については、下記照会先までお問合わせください。

シティグループ・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス：<http://www.citigroupam.co.jp>

電話：03(5219)5943（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで）

■ お申込コースの選択

収益分配金の受取方法が異なる2つのコースがあります。

* 申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

・ 一般コース・・・収益の分配時に収益分配金を受取るコース

「一般コース」を選択する投資者が、取得する受益証券の保護預りを希望する場合は、販売会社との保護預り契約に基づいて販売会社の保護預りとすることができます。

・ 自動けいぞく投資コース・・・収益分配金が税引き後、無手数料で再投資されるコース

「自動けいぞく投資コース」を選択する投資者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款^{*}」にしたがって契約を締結します。なお、定期的な収益分配金の引出しを希望する場合は、「定期引出契約^{*}」を販売会社と別途締結することができる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には受益証券はすべて保護預りとなり、受益証券を引出すことはできません。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。なお、「定期引出契約」の有無については販売会社にお問合わせください。

■ お申込単位

申込単位については、各販売会社毎にそれぞれ定める単位とします。取扱販売会社にお問合わせください。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金の再投資に係る受益証券の取得申込に限り、1口単位で取得することができます。

■ お申込価額

当初募集期間：受益証券 1 口当たり 1 円
継続募集期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額

ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

* 基準価額については、目論見書「11. 管理及び運営等」をご参照ください。

■ お申込手数料

目論見書「10. 費用及び税金等」をご参照ください。

■ 払込期日

取得申込代金につきましては、**取得申込受付日から起算して 5 営業日目まで**にお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

* 取得申込金額の総額は、追加信託を行う日に、各販売会社によって、委託会社の口座を經由して、受託会社のファンド口座に払込まれます。（ただし、受託会社が信託財産を再信託した場合には、受託会社から信託業務の兼営の認可を受けた当該再信託受託会社の口座に払込まれます。）

2. 換金（解約）手続等

■ 一部解約の実行の請求

申込受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}にて一部解約の実行の請求を受付けるものとします。なお、一部解約にかかる手数料はありません。
受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。

^{*1} 一部解約の実行の請求日が、シドニー先物取引所、シドニーの銀行休業日またはメルボルンの銀行休業日の場合には、販売会社の営業日であっても、一部解約の実行の請求は受けません。

^{*2} 原則として、午後 3 時(わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前 11 時)までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ当該請求に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の一部解約の実行の請求とします。この受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

* 信託財産の資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設けること及び純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約の実行の請求に制限を設けることができます。

■ 一部解約の実行の請求の単位

- ・ 一般コース・・・・・・・・・・ 1 口単位
- ・ 自動けいぞく投資コース・・・・ 1 口単位

■ 一部解約の価額

解約申込受付日の翌営業日の基準価額

* 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。（詳細については、巻末の添付書類「1. 約款」をご参照ください。）

■ 一部解約代金の支払い

解約代金は、原則として**解約申込受付日から起算して 5 営業日目から**、販売会社においてお支払いします。

10. 費用及び税金等

1. お申込手数料

申込手数料は、発行価格（取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初募集期間中においては1口当たり1円））に、手数料率を乗じて得た額とします。手数料率は、2.5%を上限として各販売会社毎に定めた率とします。なお、申込手数料には、当該申込手数料に係る消費税等相当額が加算されます。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

申込手数料については、取扱販売会社にお問合わせください。

- ・「**一般コース**」を選択した投資者は、お申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込口数）に、申込手数料並びに当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した金額をお申込みの販売会社に支払うものとします。
- ・「**自動けいぞく投資コース**」を選択した投資者は、お申込代金をお申込みの販売会社に支払うものとします（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は、お申込代金から差引かれます。）。

2. 換金（解約）手数料

換金手数料はありません。

3. 管理報酬等

■ 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の125の率を乗じて得た額とします。

その支払い先及び配分は、委託会社は10,000分の51から60の範囲、販売会社は10,000分の61から70の範囲及び受託会社は10,000分の4です。なお、委託会社、販売会社及び受託会社の配分の詳細は、各販売会社の純資産残高に応じ、下記の通りとします。

各販売会社の純資産残高	委託会社	販売会社	受託会社
200億円未満の部分	0.60%	0.61%	0.04%
200億円以上 400億円未満の部分	0.58%	0.63%	0.04%
400億円以上 600億円未満の部分	0.56%	0.65%	0.04%
600億円以上 1,000億円未満の部分	0.54%	0.67%	0.04%
1,000億円以上の部分	0.51%	0.70%	0.04%

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

■ 投資顧問報酬

投資顧問会社を受取る報酬は、別に定める取決めに基づき当事者間で支払われるものとし、**信託財産からの直接的な支弁は行いません**。報酬の額は、当ファンドから委託会社を受取る信託報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の40%を上限として委託会社と投資顧問会社の双方が同意する額とし、支払期日は計算期間及び信託報酬支払期日にしたがるものとします。

■ 信託事務の諸経費

- a. 下記①から⑦までに定める諸経費が当ファンドの信託財産中から支弁されます。
- ① 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料及び売買委託手数料に対する消費税等相当額
 - ② 先物取引・オプション取引等に要する費用
 - ③ 外貨建資産の保管等に要する費用
 - ④ 借入金の利息
 - ⑤ 信託財産に関する租税
 - ⑥ 受託会社の立替えた立替金の利息
 - ⑦ 信託事務に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、公告費用、格付費用、受益証券の作成・管理事務に関する費用を含みます。）
- b. 上記①から⑥までに定める諸経費は、発生の日、あるいは毎計算期間末または信託終了のときに当該消費税相当額とともに信託財産中から支弁されます。
- c. 委託会社は、上記⑦に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを当ファンドのために行い、その合計金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率 0.05% を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、当ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、随時かかる諸費用を見直し、これを変更することができます。
- d. 上記⑦の諸費用は、当ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに、当該消費税等相当額とともに信託財産中から支弁されます

4. 課税上の取扱い

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する投資信託の課税については、下記のような取扱いとなります。

■ 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（お申込手数料及び当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

- a. 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、原則として個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- b. ただし、保護預りではない受益証券及び記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- c. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

■ 課税対象

一部解約時及び償還時の課税

一部解約時及び償還時の各受益者毎の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「**普通分配金**」と、非課税扱いとなる「**特別分配金**」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が「各受益者毎の個別元本」と同額の場合または当該個別元本を上回っている場合	→	当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
当該収益分配金落ち後の基準価額が「各受益者毎の個別元本」を下回っている場合	→	その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。 ※ 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

■ 個人、法人別の課税の取扱いについて

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額について、20%（所得税 15%及び地方税 5%）*の税率による源泉分離課税が行われます。なお、マル優制度は利用できません。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額について、20%（所得税 15%及び地方税 5%）*の税率で源泉徴収され法人税申告時の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度は適用されません。

（平成15年度証券税制改正について）

- * 公募株式投資信託の分配金に対する源泉徴収税率は、平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間は10%（所得税7%、住民税3%）になります（平成20年4月1日以降は20%（所得税15%住民税5%）となります）。また、中途解約時または償還時の価額と元本との差益についても、分配金として税率が10%になります。（注）分配金等の額にかかわらず、申告不要となります。ただし、確定申告を行えば、総合課税（配当控除の適用あり）が選択できます。
- * 確定申告を行えば、平成16年1月1日以降、中途解約時または信託期間終了時の価額と元本との差損は、株式売買益との通算が可能となります。（注）解約（償還）損の翌年への繰越しはできません。

（注）税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

11. 管理及び運営等

1. 資産の評価

- ① **基準価額は、信託財産に属する資産**（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、**計算日における受益権総口数で除して得た金額をいい、1万口当たりで表示するものとします。**基準価額は、組入れる有価証券等の値動きなどにより日々変動します。
- ② 外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- ③ **日々の基準価額は、販売会社にお問合わせいただくか、または委託会社のインターネットホームページ等のご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊**（当該新聞上では、当ファンドは「**オ一毎月**」の略称にて記載される予定です。）**に掲載される予定です。**

シティグループ・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス：<http://www.citigroupam.co.jp>

- ④ 委託会社は、投信法の規定に基づき6ヵ月毎に期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した**運用報告書**を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して販売会社を通して交付します。また、証券取引法の規定により、**有価証券報告書**を規定様式によって6ヵ月毎に作成し、監督官庁に提出します。有価証券報告書は5年間監督官庁の証券閲覧室及び委託会社の本店で縦覧に供しております。
- ⑤ 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。追加信託は、原則として毎営業日に行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金^{*1}は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

^{*1} 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

^{*2} 「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2. 受益者の権利等

① 分配金の受領権

- ・受益者は、当ファンドに係る収益の分配を持分に応じて受領する権利を有します。
- ・収益分配金は、原則として**決算日から起算して5営業日目**から収益分配交付票と引換えに受益者に支払われます。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として決算日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付を行います。ただし、受益者が、定期引出契約により収益分配金の引出しを希望する場合は、販売会社は再投資に係る受益証券の売付を行いません。
- ・受益者が、収益分配金について**支払開始日から5年間**その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 償還金の受領権

- ・受益者は、償還金を持分に応じて受領する権利を有します。
- ・償還金は、原則として**償還日（償還日が休業日の場合には翌営業日）から起算して5営業日目**から受益証券と引換えに受益者に支払われます。
- ・受益者が、償還金について**支払開始日から10年間**その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③ 受益証券の換金（解約）請求権

- ・受益者は、自己の有する受益証券について、委託会社に**1口単位**をもって一部解約の実行の請求

をする権利を有します。

- ・解約代金は、原則として**解約申込受付日から起算して5営業日目**から受益証券と引換えに受益者に支払われます。

④ 信託約款の重要な内容の変更、信託契約の解約及び受託会社の変更に係る異議申立権

受益者は、委託会社が信託契約の解約、受託会社の変更または信託約款の変更を行う場合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に異議を述べることができます。

⑤ 異議申立てを行った受益者の買取請求権

上記④に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己の有する受益証券を公正な価額で信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑥ 受益者等に対する特典

受益者に対する特典はありません。

- * 収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。
- * 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出するものとし、収益分配金の受領については収益分配金交付票に、償還金の受領及び一部解約金の請求については受益証券に、それぞれ記名し届出印を押捺するものとします。委託会社は押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

3. 信託期間

信託期間は、原則として**無期限**です。

- * ただし、下記「6. 信託契約の解約」、「9. 委託会社及び関係法人の異動等に関する事項」の①（ただし書きを除きます。）及び③に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

4. 計算期間

計算期間は、原則として毎月11日から翌月の10日までとします。ただし、第1計算期間は、平成15年6月30日から平成15年8月11日までとし、第2計算期間はその翌日より開始するものとします。

- * 各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

5. 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

6. 信託契約の解約

- ① 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 以下のいずれかの場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - ・ マザーファンドを投資対象とするすべての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が30億円を下回った場合
 - ・ 当ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回った場合
 - ・ 受益者のため有利であると認めるとき
 - ・ やむを得ない事情が発生したとき

7. 反対者の異議申立て及び買取請求

- ① 委託会社は、信託契約の解約、受託会社の変更または信託約款の変更（その内容が重大なものに限ります。）を行う場合において、あらかじめ、解約または変更を行おうとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。
- ② 当該解約または当該変更を行うことに対し、受益者で異議のある者は一定の期間内（1ヵ月以上）

に委託会社に対して異議を述べることができます。一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、当該解約または当該変更を行いません。

- ③ 当該解約または当該変更を行わないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。
- ④ 上記②に基づき一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

* すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

8. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載されます。

9. 委託会社及び関係法人の異動等に関する事項

① 委託会社の認可取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、上記「5.信託約款の変更」において変更が行われなくなる場合を除き、存続します。

② 委託会社の営業譲渡及び承継に伴う取扱い

委託会社は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

③ 受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、上記「5.信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

④ 受託会社の変更及び受託会社の変更に伴う取扱い

約款第 58 条及び第 59 条をご参照ください。

10. 受益証券の発行及び保管等

① 受益証券の発行

委託会社は、受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

* 委託会社の発行する受益証券は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000口券、1万口券、10万口券、100万口券、1,000万口券、1億口券及びこれらの整数倍の口数を表象する受益証券とします。

* 自動けいぞく投資契約及び保護預り契約に基づいて販売会社が保管する受益証券の種類は、1口の整数倍の受益証券とすることができます。

② 受益証券の記名式・無記名式への変更、名義書換手続き、記名式の受益証券譲渡の対抗要件

約款第 14 条及び第 15 条をご参照ください。

③ 受益証券の発行についての受託会社の認証

約款第 11 条をご参照ください。

④ 受益権の分割及び再分割、信託日時の異なる受益権の内容

約款第 7 条及び第 9 条をご参照ください。

⑤ 受益証券の保管

a. 「一般コース」を選択した受益者は、販売会社との保護預り契約に基づき、受益証券を販売会社に保管（保護預り）させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

b. 「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者の受益証券はすべて販売会社における保護預りとなります。なお、自動けいぞく投資契約に基づき保護預りとなっている受益証券について受益者から返還請求があった場合、販売会社は、当該受益者から一部解約の実行の請求があったものとして取扱います。

⑥ 受益証券の再交付

約款第 16 条、第 17 条、第 18 条及び第 19 条をご参照ください。

11. 関係法人との契約等の概要及び更改に関する手続き

① 「証券投資信託契約」

- a. 当契約は、当ファンドを成立させるにあたり、「投信法」の定めるところにしたがって作成され、あらかじめ監督官庁に届けられた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間に締結されます。主要な内容は、運用の基本方針、受益証券に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、信託の元本及び収益の管理及び運用指図に関する事項等です。
- b. 当契約にかかる契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

② 「受益証券の募集販売、買取り及び解約の取扱いならびに収益分配金及び償還金の支払い等に関する契約書」

- a. 当契約書は、委託会社が、販売会社に当ファンドに係る業務を委託するにあたり、委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間での取決めが定められており、主な内容は、受益証券の募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付、受益証券の買取り、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いに関する事務等、広告・宣伝に係る取決め、紛争処理責任、法令等の遵守等です。
- b. 当契約書にかかる契約の有効期間は、契約締結の日から 1 年間とし、期間満了の 3 ヶ月前までに双方とも別段の意思表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

③ 「投資一任契約書」

- a. 当契約書は、委託会社が、投資顧問会社にマザーファンドの運用指図に係る権限を委託するにあたり、委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間での取決めが定められており、主な内容は、投資の基本方針の遵守、秘密保持、必要経費の負担に係る取決め、投資顧問報酬、法令等の遵守等です。
- b. 当契約書にかかる契約の有効期間は、契約締結の日から、当ファンドの信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

- ④ 上記①から③までの契約の一部を変更する際、その変更の内容が重大であるものに関しては、有価証券届出書の訂正届出書を提出することにより開示します。

12. 受益証券の名義書換等

① 投資信託受益証券の名義書換等

投資信託受益証券の名義書換手続き及び記名式から無記名式へのまたは無記名式から記名式への変更手続きの取扱機関は以下の通りです。なお、名義書換手続きに係る手数料はありません。

取扱機関 シティグループ・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）

取扱場所 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 3 号

受益証券の保管を販売会社に委託している場合は、当該販売会社において受付けるものとします。

② 名義書換手続きの停止

毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

③ 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成しません。

(注) 詳細については、巻末の添付書類「1. 約款」をご参照ください。

12. 運用状況

1. 投資状況

当ファンドは、平成15年6月30日から運用を開始することを予定しており、現在資産を一切有していませんので、該当事項はありません。

2. 運用実績

該当事項はありません。受益証券について、証券取引所に上場する予定はありません。

3. 設定及び解約の実績

該当事項はありません。

13. 経理状況

ファンドの経理状況

当ファンドは募集期間の終了後、平成15年6月30日より運用を開始する予定であり、第1計算期間終了日は到来していません。当ファンドの会計監査は、中央青山監査法人が行います。当ファンドの信託財産に係る財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正後の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成されます。当ファンドの計算期間は1ヵ月であり、監査証明を受けた当ファンドの財務諸表は6ヵ月毎に作成する有価証券報告書に記載されます。

II 委託会社の概況

1. 名称

シティグループ・アセット・マネジメント株式会社

2. 代表者の役職氏名

代表取締役 田島 廣久

3. 本店の所在の場所

東京都千代田区大手町一丁目1番3号

4. 資本の額（平成15年5月23日現在）

3,013.5百万円

5. 沿革

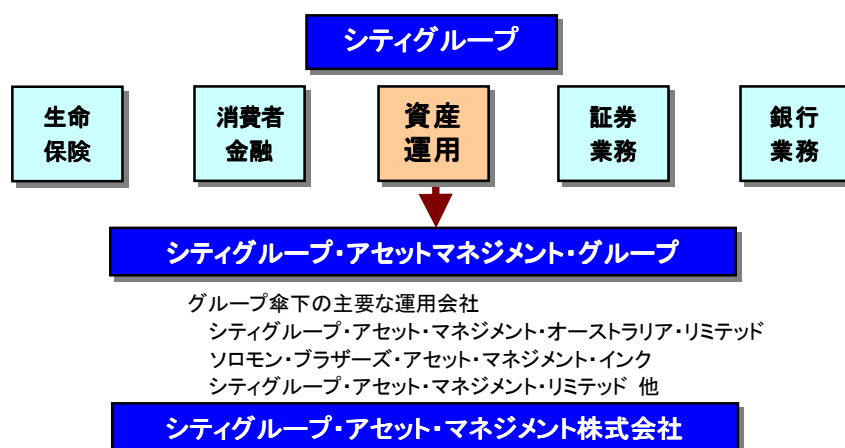
平成10年4月28日	会社設立
平成10年6月16日	証券投資信託委託会社免許取得
平成10年11月30日	投資顧問業登録
平成11年6月24日	投資一任契約に係る業務の認可取得
平成11年10月1日	スミス バーニー投資顧問株式会社と合併 「エスエスビーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成13年4月1日	「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

6. 大株主の状況（平成15年5月23日現在）

名 称	住 所	所有株式数	持株比率
ソロモン・ブラザーズ・アセット・マネジメント・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク グリニッチ ストリート 388	60,270 株	100%

7. 委託会社の概要

委託会社は、金融持ち株会社「シティグループ・インク」の傘下にある日本における資産運用会社の一つです。シティグループは、98年10月に旧シティコープと旧トラベラーズ・グループが合併して誕生しました。シティグループは、生命保険業、証券業、資産運用業、消費者金融業、銀行業などをグローバル展開する総合金融グループです。



委託会社は、シティグループ・アセットマネジメント・グループの一員として、日本のお客様に投資信託を通じて同グループの最先端のグローバル資産運用技術を提供しています。

シティグループ・アセットマネジメント・グループは、世界中に、総勢 500 人近い経験豊かなポートフォリオ・マネジャー、トップクラスのリサーチ・アナリスト並びにトレーダーを有しており、最先端のテクノロジーを駆使したチームアプローチを得意としています。また、年金基金、公的資金、保険会社、事業会社、財団法人、国際機関等の多岐にわたる顧客に対して資産運用サービスを提供しています。



- 世界各国に約 500 名の運用専門家を配置
 - 投資拠点：14 カ所
 - 調査運用拠点：6 カ所
- 2002年12月末 現在

Ⅲ その他

1. 目論見書

- ① 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案及び「Your Serious Money. Professionally Managed. Worldwide.」という英文（訳文：「世界戦略を、あなたの資産運用に。」）をロゴの一部として採用することがあります。また、目論見書の表紙裏に「金融商品の販売等に関する法律」に係る重要事項等を記載します。また、ファンドの基本的性格を記載します。
- ② 届出書本文 第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として冒頭に記載することがあります。また、目論見書の巻末に用語集を記載します。
- ③ 目論見書に信託約款の全文を記載し、届出書本文 第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細については、当該約款を参照する旨を記載し、届出書の内容の記載とすることがあります。
- ④ 目論見書は電子媒体としてインターネット等に掲載されることがあります。

2. 要約目論見書（本届出書の効力発生後は、要約目論見書）

- ① 証券取引法第13条第3項及び「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」第12条第1項第2号で準用される第12号第1項1号口に規定する書類（要約目論見書）として、下記の記載にしたがい使用することがあります。なお、本届出書の効力発生後、効力発生の日付を記載します。
- ② 当要約目論見書は、チラシ、パンフレット、ダイレクトメール（ハガキ、封書用）、ポスター等として使用されるほか、新聞、雑誌、インターネット、電子媒体及び書籍等に掲載することがあります。
- ③ 当要約目論見書は、使用形態によってレイアウト、用紙及び印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また、写真、イラスト及び目論見書の表紙と同様のロゴ・マーク、図案及び英文のロゴを付加して使用することがあります。
- ④ 当ファンド及びマザーファンドの運用実績に関する下記の情報を、日次、週次、月次などのデータとして、文章、数値、表、グラフ等で表示することがあります。その際、過去の運用実績であり、今後の運用成果を示唆するものではない旨を注記することがあります。なお、データは適宜更新されます。
 - ・ 基準価額（収益分配金修正後のものを含みます。以下同じ。）、純資産総額、収益分配金実績及びこれらの推移等を記載する場合があります。
 - ・ 当ファンド及びマザーファンドの直近1週間、1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、5年、設定来などの各期間別の騰落率及び各期間別の累積リターン（累積投資額の騰落率）。なお、各期間別や月中等の始値、高値、安値、終値のすべてまたは一部を併せて記載する場合があります。
 - ・ 当ファンド及びマザーファンドの投資対象の資産別構成比、市場別構成比、業種別構成比、組入銘柄名（全部または一部）及び当該銘柄の属する業種名、組入比率、組入銘柄数、外貨建資産に対する予約為替の状況等を記載する場合があります。
- ⑤ 投資信託の評価機関、評価会社等（株式会社野村総合研究所、モーニングスター株式会社等）から当ファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- ⑥ 当ファンド及びマザーファンドに係る情報として、運用担当者に関する情報、当ファンド及びマザーファンドの運用実績及び運用実績に関するコメントを記載することがあります。また、当ファンド及びマザーファンドの保有証券と運用状況に関連する情報として、国別、資産の種類別、市場別、業種別、銘柄毎の組入比率、組入額及び組入銘柄数（組入上位の資産、業種及び銘柄など）の一部を、日次、週次、月次などのデータとして文章、数値、表、グラフ等で表示することがあります。なお、これらの情報及び説明等は適宜更新されます。
- ⑦ 社団法人投資信託協会の定める商品分類を掲載することがあります。

3. 投信法による投資制限

① 投資信託財産相互間の取引または投資信託財産と投資法人の取引

委託会社は、運用指図を行う投資信託財産相互間においてまたは運用指図を行う投資信託財産と資産の運用を行う投資法人との間において取引を行うことを受託会社に指図してはならない。（投信法第15条第1項第2号及び第3号）ただし、投資信託財産に係る受益者または投資法人の投資主の保護に欠けるおそれがないと認められる以下に掲げる場合についてはこの限りではない。（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「投信法施行令」といいます。）第17条及び第18条）

(イ) 次に掲げる要件のすべてを満たす取引

i) 次に掲げるいずれかの要件のすべてを満たす取引

1. 投資信託契約及び資産運用委託契約の終了に伴うものである場合
 2. 投資信託契約の一部解約に伴う解約金及び投資口の払戻金の支払いに応ずるために行うものである場合
 3. 法令の規定または投資信託約款ないしは規約に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、その割合を超えることを避けるために行うものである場合
 4. 投資信託財産相互間または投資法人と投資信託財産との間で取引を成立させる意図をもって行うものでない場合
- ii) 有価証券等の取引は、その種別毎に下記に定める公正な価額により行うものであること
1. 有価証券の売買
有価証券の取引は、有価証券市場において行うものまたは前日の公表されている最終価額に基づいて算出した価格もしくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格により行うもの
 2. 有価証券先物取引等 取引所または有価証券市場(外国)で行うもの
 3. 金融先物取引等 金融先物(または海外金融先物)市場で行うもの
- (ロ) 個別の取引毎に双方の投資信託財産に係るすべての受益者及びすべての投資主の同意を得て行う取引
(ハ) その他受益者及び投資主の保護に欠けるおそれのないものとして監督官庁の承認を受けて行う取引

② 第三者の利益を図る取引

委託会社は、特定の有価証券等に関し、運用の指図をした取引に基づく価格等の変動を利用して自己または当該運用の指図を行う投資信託財産に係る受益者以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない取引を行うことを受託会社に指図してはならない。(投信法第 15 条第1項第4号)

③ 受益者の利益を害する取引

委託会社は、運用指図を行う投資信託財産について、通常の実行の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が投資信託財産に係る受益者の利害を有することとなる条件での取引を行うことを受託会社に指図してはならない。(投信法第 15 条第1項第5号)

④ その他適正を欠く取引

委託会社は、運用指図を行う投資信託財産について、上記に掲げるもののほか、受益者の保護に欠け、もしくは投資信託財産の運用の適正を害し、または投資信託委託業の信用を失墜させるおそれのあるものとして投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(以下「投信法施行規則」といいます。)で定める次の行為を行ってはならない。(投信法第 15 条第1項第6号、投信法施行規則第 27 条)

- (イ) 運用指図を行う投資信託財産に係る受益者以外の者の利益を図るため、当該投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること(上記②及び③に該当するものを除きます。)
- (ロ) 他人から不当な制限または拘束を受けて投資信託財産の売買その他の取引を行うことを受託会社に指図し、または指図しないこと。
- (ハ) 特定の銘柄の有価証券等について、不当に売買高を増加させ、または作為的に値付けを行うことを目的とした取引を行うことを受託会社に指図すること。
- (ニ) 運用指図にあたって、当該投資信託財産の売買その他の取引の指図を行った後で当該指図に係る投資信託財産を特定すること。
- (ホ) 一つの投資信託財産の有価証券先物取引等の評価損が純資産総額の 100 分の 50 を超えて有価証券先物取引等を行うこと、またはその態度を継続することを受託会社に指図すること。

⑤ 同一株式の投資制限

委託会社は、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する同一の法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該法人の総発行株式の数にかかる議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図してはならない。(投信法第 16 条、投信法施行規則第 32 条)

追加型証券投資信託 「シティ・オーストラリア毎月分配型ファンド」

運用の基本方針

約款第 22 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1 基本方針

この投資信託は、主として豪ドル建の公社債に投資を行い、信託財産の成長と毎月の安定した分配を目指します。

2 運用方法

(1) 投資対象

シティグループ・豪ドル債券マザーファンド受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① UBSオーストラリア債券インデックス(為替ヘッジなし、円換算ベース)を参考指標として運用を行います。
- ② 豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券及び資産担保証券等を主要投資対象とします。投資を行う公社債は、取得時において、原則として格付機関からA-／A3以上の格付を付与されたものとします。
- ③ デュレーション・コントロール、セクター配分、銘柄選定の3つの戦略により超過収益の獲得を目指します。
- ④ シナリオ・ディペンデント・オペティマイゼーション(SDO)を活用したデュレーション・コントロールを行います。ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として参考指標のデュレーション±1年とします。
- ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。
- ⑥ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券指数等オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑦ 異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
- ⑧ 金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。
- ⑨ 当初設定並びに償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、急激な市況動向発生もしくは予想されるとき、並びに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ② 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ③ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債及び新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがあるものへの投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑧ 国債、州政府債、またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として一発行体の発行する証券の保有は、純資産総額の 10%以内とします。ただし、当初設定時、純資産総額の過少な時期並びに大量解約の場合等は除くものとします。

3 収益分配方針

毎決算時(原則として毎月 10 日、休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益(マザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、原則として繰越分を含めた受取利子・配当収益を中心に、基準価額水準等を勘案して委託者が決定し、毎月の分配を目指します。ただし、信託約款に定める範囲内で、売買益をも源泉として分配を行うことがあります。また、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わない場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
シティ・オーストラリア毎月分配型ファンド 約款

(信託の種類、委託者及び受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、シティグループ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、ユーエフジェイ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額及び追加信託の限度額)

第3条 委託者は、金 300 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 4,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 53 条第1項及び第2項、第 54 条第1項、第 55 条第1項及び第 57 条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益証券の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割及び再分割)

第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については 300 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び第 32 条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第 34 条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券が、この信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(受益証券の申込単位及び価額)

- 第12条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)及び登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第10条の規定により発行された受益証券を、取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関がそれぞれ別に定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。
- ② 前項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に手数料及び当該手数料に係る消費税及び地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る当該基準価額は、1口につき1円とします。
 - ③ 前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関がそれぞれ別に定める2.5%以内の率を基準価額に乗じて得た額とします。
 - ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。その場合の受益証券の価額は、第44条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑤ 委託者の指定する証券会社及び登録金融機関は、第51条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合を除くほか、取得申込日がシドニー先物取引所、シドニーの銀行休業日またはメルボルンの銀行休業日にあたる場合には、受益証券の取得申込に応じないものとします。
 - ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。
 - ⑦ 前項により、受益証券の取得申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の受益証券の取得申込を撤回できます。ただし、受益者がその受益証券の取得申込を撤回しない場合には、当該受益証券の取得申込の価額は、当該受付中止を解除した最初の基準価額の計算日に受益証券の取得申込を受付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

(受益証券の種類)

- 第13条 委託者が発行する受益証券は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000口券、1万口券、10万口券、100万口券、1,000万口券、1億口券及びこれらの整数倍の口数を表象する受益証券とします。
- ② 委託者の指定する証券会社または登録金融機関と受益証券取得申込者との間に結ばれた別に定める契約及び保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券の種類は、前項の規定に定めるもののほか、1口の整数倍の受益証券とすることができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更並びに名義書換手続)

- 第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。
- ② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。
 - ③ 前項の規定による名義書換の手続は、第44条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第15条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第16条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第17条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第18条 委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え、再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第19条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- (イ) 有価証券
- (ロ) 有価証券指数等先物取引に係る権利
- (ハ) 有価証券オプション取引に係る権利
- (ニ) 外国市場証券先物取引に係る権利
- (ホ) 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
- (ヘ) 有価証券店頭オプション取引に係る権利
- (ト) 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
- (チ) 金銭債権(預金、コール・ローンを含み、(イ)、(ロ)及び(ル)に掲げるものに該当するものを除きます。)
- (リ) 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。)
- (ス) 金融先物取引等(金融先物取引法第2条第9項に規定する金融先物取引等をいいます。以下同じ。)に係る権利
- (ル) 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、内閣府令で定めるもの(金融先物取引等を除きます。)に係る権利((ロ)から(ト)までに掲げるものに該当するものを除きます。)
- (7) 次に掲げるものを信託する信託の受益権((イ)に掲げるものに該当するものを除きます。)
- (1) 金銭(信託財産を主として(イ)から(ル)までに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限ります。)
- (2) 有価証券
- (3) 金銭債権
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- (イ) 抵当証券
- (ロ) 為替手形

(運用の指図範囲等)

第21条 委託者は、信託金を、主としてシティグループ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、ユーエフジェイ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託であるシティグループ・豪ドル債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券並びに次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券(証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)及び新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。)
17. 預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
20. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号及び第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券並びに第12号及び第17号の証券または証書のうち、第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号及び第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、預金、コール・ローンを含む前条第1号(ロ)から(7)までに掲げる特定資産及び前条第2号に掲げる資産により運用することの指図ができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第23条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第24条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第26条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(信託財産の組入ヘッジ対象有価証券及びマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券及び組入抵当証券に係る利払金及び償還金等並びに第21条第2項に掲げる特定資産等で運用している額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券及び組入抵当証券に係る利払金及び償還金並びに第21条第2項に掲げる特定資産等で運用している額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券及び組入抵当証券に係る利払金及び償還金等並びに第21条第2項に掲げる特定資産等で運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。
 3. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券及び組入抵当証券の利払金及び償還金等並びに第21条第2項に掲げる特定資産等で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券及び組入抵当証券に係る利払金及び償還金等並びに第21条第2項に掲げる特定資産等で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券並びに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図)

第27条 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図)

第28条 委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額(「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額(「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ⑤ 前2項においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑦ 委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第29条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債並びに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがあるものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図及び範囲)

第30条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第31条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第32条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第33条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第34条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(保管業務の委任)

第35条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第36条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第37条 金融機関または証券会社から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の表示及び記載の省略)

第38条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示及び記載をしません。

(一部解約の請求及び有価証券売却等の指図)

第39条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求並びに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第40条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金及び売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第41条 委託者は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払い資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払い資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第42条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第43条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第44条 この信託の計算期間は、原則として毎月11日から翌月の10日までとします。ただし、第1計算期間は、平成15年6月30日から平成15年8月11日までとし、第2計算期間はその翌日より開始するものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第45条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用等)

第46条 信託財産に関する租税及び受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託事務に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用)、公告費用、格付費用、受益証券の作成・管理事務に関する費用を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ③ 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受取ることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。

- ⑤ 第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。))とともに信託財産中より支弁します。
- ⑥ 第1項及び第2項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬等の総額)

第47条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の125の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④ 第21条第1項に規定するマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬は、別に定める取決めに基づき当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。なお、その報酬の額は、この信託から委託者が支弁を受ける信託報酬のうち、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関へ支払う手数料を除いた額のうち、100分の40を上限として委託者及びマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者の双方が同意する額とし、支払期日は、この信託の信託約款に定める計算期間及び信託報酬支払期日にしたがうものとします。

(収益の分配方式)

第48条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額とマザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし利子等収益」といいます。))との合計額から、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし利子等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。))は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 前項第1号におけるみなし利子等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る利子等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第49条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。))については、第50条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第50条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金及び一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い)

第50条 委託者は、収益分配金を毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の取得の申込みに応じます。
- ③ 委託者は、償還金を信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。
- ④ 委託者は、一部解約金を受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。))に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金は、原則として各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- ⑧ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出するものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項及び第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。
- ⑨ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金及び償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

(収益分配金及び償還金の時効)

第51条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、並びに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第52条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がシドニー先物取引所、シドニーの銀行休業日またはメルボルンの銀行休業日にあたる場合は、当該請求には応じないものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ④ 第1項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、信託財産の資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託者は、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設けること及び純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約の実行の請求に制限を設けることができます。

(信託契約の解約)

第53条 委託者は、第4条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、マザーファンドを投資対象とするすべての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が30億円を下回った場合、または当該証券投資信託の信託財産の純資産総額が20億円を下回った場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ④ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項及び第2項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第54条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第60条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第55条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第60条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業譲渡及び承継に伴う取扱い)

第56条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第 57 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 60 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(受託者の変更)

第 58 条 委託者は、この信託の現在の受託者(以下「現受託者」といいます。)につき以下に定める事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認められるときには、原則として受託者との合意のうえ、法令にしたがい受託者を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、受託者を変更しようとする旨を、監督官庁に届出ます。変更の際には、現受託者に対し、現受託者を変更し新受託者を任命する旨を、変更日の 60 日以前に書面による事前通知を行い、速やかに新受託者を任命することとします。ただし、受託者が、以下に定める事由等により、委託者の承諾を得て辞任した場合には、書面による事前通知を要しないものとします。

1. 支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更正手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき
 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 3. 信託財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき
 4. 受託者が本信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき
 5. 委託者の合理的な判断において、受託者の信用力が著しく低下し、委託者による信託財産の運用または保管に支障をきたすと認められるとき
 6. その他委託者の合理的な判断において、受益者の利益のため必要な措置であると認められるとき、または正当な理由があるとき
- ② 委託者は前項の変更事項について、あらかじめ変更しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の受託者の変更は行いません。
 - ⑤ 委託者は、当該変更を行わないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(受託者の変更に伴う取扱い)

第 59 条 委託者が、前条に基づき、新受託者の任命を条件として、現受託者を変更する旨の事前通知を行った場合は、現受託者は以下の行為を行うものとします。

1. 現受託者は、変更の効力を発生させるために委託者に全面的かつ迅速に協力するものとします。
 2. 現受託者は、本条により行う事前通知に定める通知日から 60 日未満とならない日で、委託者が特定する日に、信託財産を新受託者に直ちに譲渡することとします。
 3. 現受託者は、受託者の変更を有効とするために現受託者として必要なすべての事項を行うこととします。
- ② 現受託者は、受託者が変更となる日までの期間に関し、受託者に支払われる信託報酬を信託財産から支払いを受ける権利を有します。
 - ③ 現受託者は、受託者の変更日以降、信託に関して発生したいかなる事項についても、責任を負わないこととします。ただし、現受託者は、受託者の変更日以前に発生したいかなる事項に対しても、現在では受託者ではないという事実にかかわらず、引続き責任を負うものとします。

(信託約款の変更)

第 60 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更は行いません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 61 条 第 53 条に規定する信託契約の解約、第 58 条に規定する受託者の変更または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 53 条第 4 項、第 58 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容及び買取請求の手續に関する事項は、第 53 条第 3 項、第 58 条第 2 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(公告)

第 62 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 63 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 15 年 6 月 30 日

委託者 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 3 号
シティグループ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 3 号
ユーエフジェイ信託銀行株式会社

証券投資信託 「シティグループ・豪ドル債券マザーファンド」

運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1 基本方針

この投資信託は、主として豪ドル建の公社債に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指します。

2 運用方法

(1) 投資対象

主として豪ドル建の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① UBS オーストラリア債券インデックス(為替ヘッジなし、円換算ベース)を参考指標として運用を行います。
- ② 豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券及び資産担保証券等を主要投資対象とします。投資を行う公社債は、取得時において、原則として格付機関から A- / A3 以上の格付を付与されたものとします。
- ③ デュレーション・コントロール、セクター配分、銘柄選定の 3 つの戦略により超過収益の獲得を目指します。
- ④ シナリオ・ディペンデント・オペティマイゼーション(SDO)を活用したデュレーション・コントロールを行います。ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として参考指標のデュレーション±1 年とします。
- ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。
- ⑥ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券指数等オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑦ 異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
- ⑧ 金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。
- ⑨ 当初設定並びに償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、急激な市況動向発生もしくは予想されるとき、並びに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑩ シティグループ・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドに、運用の指図に係る権限を委託します。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ② 国債、州政府債、またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として一発行体の発行する証券の保有は、純資産総額の 10% 以内とします。ただし、当初設定時、純資産総額の過少な時期並びに大量解約の場合等は除くものとします。

証券投資信託
シティグループ・豪ドル債券マザーファンド 約款

(信託の種類、委託者及び受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、シティグループ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、ユーエフジェイ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額及び追加信託の限度額)

第3条 委託者は、金 300 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 4,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 38 条第1項及び第2項、第 41 条第1項、第 42 条第1項及び第 44 条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第 14 項に掲げる適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第6条 この信託の元本及び収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするシティグループ・アセット・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割及び再分割)

第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については 300 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び第 21 条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を受益権総口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として当該前営業日のわが国における対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 第 23 条に規定する予約為替の評価は、原則として当該前営業日のわが国における対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行及び種類)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券が、この信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- (イ) 有価証券(ただし、株式・新株引受権証券・新株予約権証券等の出資証券、転換社債、新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ3第1項第7号及び第8号の定めのあるもの及び投資信託受益証券のうち株式投資信託に該当するものを除きます。)
 - (ロ) 有価証券((イ)に該当するものに限り、以下、(ハ)から(ト)までにおいて同じ。)指数等先物取引に係る権利
 - (ハ) 有価証券オプション取引に係る権利
 - (ニ) 外国市場証券先物取引に係る権利
 - (ホ) 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
 - (ヘ) 有価証券店頭オプション取引に係る権利
 - (ト) 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
 - (チ) 金銭債権(預金、コール・ローンを含み、(イ)、(ロ)及び(ル)に掲げるものに該当するものを除きます。)
 - (リ) 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。)
 - (ス) 金融先物取引等(金融先物取引法第2条第9項に規定する金融先物取引等をいいます。以下同じ。)に係る権利
 - (ル) 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、内閣府令で定めるもの(金融先物取引等を除きます。)に係る権利((ロ)から(ト)までに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - (7) 次に掲げるものを信託する信託の受益権((イ)に掲げるものに該当するものを除きます。)
 - (1) 金銭(信託財産を主として(イ)から(ル)までに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限り、)
 - (2) 有価証券
 - (3) 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- (イ) 抵当証券
 - (ロ) 為替手形

(運用の指図範囲等)

第13条 委託者(第15条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第14条、第16条から第21条まで、第23条及び第28条から第30条までについて同じ。))は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 国債証券
 2. 地方債証券
 3. 特別の法律により法人の発行する債券
 4. 社債券(転換社債及び新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券並びに新株予約権付社債を除きます。)
 5. 特定目的会社に係る特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。)
 6. コマーシャル・ペーパー
 7. 外国または外国法人の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
 8. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 10. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
 11. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- なお、第1号から第5号までの証券及び第7号の証券のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。
- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、預金、コール・ローンを含む前条第1号(ロ)から(7)までに掲げる特定資産及び前条第2号に掲げる資産により運用することの指図ができます。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用指図の権限委託)

第15条 委託者は、運用の指図に関する権限を下記の者に委託します。

社名：シティグループ・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド

住所：Level 15, 120 Collins Street Melbourne VIC 3000

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、別に定める取決めにに基づき当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。なお、その報酬の額は、この信託の受益証券を投資対象とする証券投資信託の委託者が当該証券投資信託から支弁を受ける信託報酬のうち、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関へ支払う手数料を除いた額の100分の40を上限として委託者及び委託を受けた者の双方が同意する額とします。
- ③ 前項により委託をうけた者に対し支払われるべき報酬の支払期日は、当該証券投資信託の信託約款に定める計算期間及び信託報酬支払期日にしたがうものとします。

- ④ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- ⑤ 信託期間中にこの信託契約が解約となった場合及び前項に定める事由またはその他の事由により第1項による委託を停止した場合には、第2項に定める報酬の額は日割計算とします。

(先物取引等の運用指図)

第16条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券及び組入抵当証券に係る利払金及び償還金等並びに第13条第2項に掲げる特定資産等で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せて、ヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券及び組入抵当証券の利払金及び償還金等並びに第13条第2項に掲げる特定資産等で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券及び組入抵当証券に係る利払金及び償還金等並びに第13条第2項に掲げる特定資産等で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券及び外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図)

第17条 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図)

第18条 委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑤ 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図及び範囲)

- 第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を第2項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
- ② 前項の公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ③ 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

- 第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

- 第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

- 第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

- 第23条 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。この外国為替取引の指図は、信託財産の実質純資産総額の範囲内で行うこととします。
- ② 前項の範囲を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替売買等の指図を行うものとします。

(保管業務の委任)

- 第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

- 第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

- 第26条 金融機関または証券会社から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の表示及び記載の省略)

第27条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示及び記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第28条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第29条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第31条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第32条 この信託の計算期間は、原則として毎年6月11日から12月10日まで及び12月11日から翌年6月10日までとします。ただし、第1計算期間は、平成15年6月30日から平成15年12月10日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者が立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができるものとします。

(信託報酬)

第35条 委託者及び受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(収益の留保)

第36条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(一部解約)

第37条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、第4条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がこの信託を終了させることとなる場合には、この信託を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ④ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項及び第2項の信託契約の解約は行いません。

- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い時期)

第40条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業譲渡及び承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(受託者の変更)

第45条 委託者は、この信託の現在の受託者(以下「現受託者」といいます。)につき以下に定める事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認められるときには、原則として受託者との合意のうえ、法令にしたがい受託者を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、受託者を変更しようとする旨を、監督官庁に届出ます。変更の際には、現受託者に対し、現受託者を変更し新受託者を任命する旨を、変更日の60日以前に書面による事前通知を行い、速やかに新受託者を任命することとします。ただし、受託者が、以下に定める事由等により、委託者の承諾を得て辞任した場合には、書面による事前通知を要しないものとします。

1. 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更正手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき
 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 3. 信託財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき
 4. 受託者が本信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき
 5. 委託者の合理的な判断において、受託者の信用力が著しく低下し、委託者による信託財産の運用または保管に支障をきたすと認められるとき
 6. その他委託者の合理的な判断において、受益者の利益のため必要な措置であると認められるとき、または正当な理由があるとき
- ② 委託者は前項の変更事項について、あらかじめ変更しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の受託者の変更は行いません。
 - ⑤ 委託者は、当該変更を行わないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(受託者の変更に伴う取扱い)

- 第46条 委託者が、前条に基づき、新受託者の任命を条件として、現受託者を変更する旨の事前通知を行った場合は、現受託者は以下の行為を行うものとします。
1. 現受託者は、変更の効力を発生させるために委託者に全面的かつ迅速に協力するものとします。
 2. 現受託者は、本条により行う事前通知に定める通知日から60日未満とならない日で、委託者が特定する日に、信託財産を新受託者に直ちに譲渡することとします。
 3. 現受託者は、受託者の変更を有効とするために現受託者として必要なすべての事項を行うこととします。
- ② 現受託者は、受託者の変更日以降、信託に関して発生したいかなる事項についても、責任を負わないこととします。ただし、現受託者は、受託者の変更日以前に発生したいかなる事項に対しても、現在では受託者ではないという事実にかかわらず、引き続き責任を負うものとします。

(信託約款の変更)

- 第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更は行いません。
 - ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

- 第48条 第38条に規定する信託契約の解約、第45条に規定する受託者の変更または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第38条第4項、第45条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

- 第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

- 第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第33条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

- 第51条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

- 第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成15年6月30日

委託者 東京都千代田区大手町一丁目1番3号
シティグループ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番3号
ユーエフジェイ信託銀行株式会社

2. 用語集

－あ行－

【委託会社】 ファンドの受益証券の発行者であり、受託会社と締結した信託契約に基づいて、運用指図及びファンドの運営・管理を行います。

【一部解約】 通常の換金方法のひとつで、ファンドの資産を直接取り崩して受益者に返金することをいいます。

【インカムゲイン】 公社債や預金の利息収入、株式の配当のことをいいます。

【運用報告書】 委託会社が作成し、運用実績、期中の運用経過、運用状況及び今後の運用方針等を受益者にお知らせする書面です。通常、計算期末（計算期間が6ヵ月未満の場合は6ヵ月毎）に作成し、販売会社を通じて各受益者へお渡しします。

【お申込手数料】 ファンドのお申込みの際に投資家が販売会社に支払う手数料のことです。（手数料には消費税等相当額がかかります。）

－か行－

【解約価額】 一部解約による換金に際して用いられるファンドの単価をいいます。一般的には、一部解約の実行の請求受付日（当ファンドでは、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日）の基準価額から信託財産留保額（当ファンドには信託財産留保額はありません。）を差引いた額となります。

【格付機関】 格付機関は、債券等を発行する国や企業が、償還までに元本及び利息を支払うことができる信用力を測り、「格付」として公表しています。公表される「格付」は簡単な記号等を用いています。

【基準価額】 純資産総額をその時の受益権総口数で除した1万口当たり（当ファンドの場合）の価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。

【キャピタルゲイン】 有価証券を売買することによって得られる売買益のことをいいます。

【クローズド期間】 効率的で計画的な運用を行うため、購入後、原則として換金（解約）できない期間です。期間中は本人の死亡等、極めて限られたケース以外は換金できませんので、あらかじめ購入する前にご確認ください。なお、当ファンドには、クローズド期間はありません。

【個別元本】 ファンドの解約時、収益分配時に課税上の基準となります。追加型株式投資信託について、受益者毎の取得時の受益証券の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加取得を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

－さ行－

【収益分配金】 ファンドの計算期間終了後に受益者に支払われるファンドの収益金です。収益分配金は、分配方針に基づいて毎決算時に委託会社が決定します。なお、委託会社の判断により決算時に収益分配を行わない場合もあります。また、追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」の区分があります。

【償還】 信託期間が終了することを償還といい、信託期間の末日を償還日といいます。な

お、定められた信託期間中であっても、ファンドの規模が小さくなった場合など、その期間を繰上げて償還する場合があります。

【信託期間】 ファンド毎にあらかじめ定められたファンドの存続期間をいいます。委託会社は受託会社と合意のうえ、所定の手続きを行うことにより、信託期間を変更することができます。

【信託金限度額】 ファンド毎に定められたファンドの規模の上限額をいいます。委託会社は受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

【信託報酬】 受益者が信託財産から間接的に負担する費用のひとつです。委託会社（販売会社に対して支払う代行手数料や投資顧問会社へ支払う投資顧問報酬を含んでいます。）、受託会社がそれぞれの業務に対する報酬として受取るもので、ファンド毎に信託報酬の率が信託約款によって決められています。

【信託財産】 ファンドを運用する委託会社が、受益者の皆様からお預かりした資金を大きな資金にまとめ、運用しているお金をいいます。

【時価評価】 ファンドの組入資産に関する基本的な評価方法で、株式や債券などの各市場における値段（終値）等をもって、日々その証券を評価することをいいます。

【受益者】 ファンドを取得した保有者のことをいいます。受益者は、保有する口数に応じて、収益分配や償還金を受領する権利、換金（解約）請求を行う権利等を有しています。

【受益証券】 投資信託の利益を受ける権利（受益権）を表す有価証券の一種です。通常、無記名式になっていますが、記名式にすることもできます。委託会社が発行し、販売会社を通じて受益者に交付されますが、一般的には保護預り制度が利用されています。

【受益証券の保護預り】 販売会社などが保護預り契約に基づいて、受益証券を保管することをいいます。盗難や紛失などの事故を防ぐためにも、販売会社での「保護預り」のご利用をおすすめします。

【受託会社】 委託会社と締結した信託契約に基づいて、ファンドの信託財産の保管・管理等を行う信託銀行のことです。

【純資産総額】 信託財産に属する資産を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

【自動けいぞく投資】 各受益者と販売会社との間の契約に基づいて、ファンドから生じる収益分配金を税金を差引いた後、自動的に再投資することをいいます。累積投資等の名称で呼ばれる場合もあります。

ーた行ー

【投資信託】 投資信託は、多くの受益者の皆様からお預かりした資金を大きな資金にまとめ、投資の専門家が株式や公社債などに分散投資し、その成果を受益者の皆様にお返しするものです。

【特別分配金】 受益者が追加型株式投資信託の収益分配金を受取る際、収益分配金落ち後の基準価額が「各受益者毎の個別元本」を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となります。「特別分配金」は、受益者毎の元本の一部払戻しに相当する性格を持つため、非課税扱いとなります。

【デュレーション】 債券の将来得られるキャッシュフローに基づく、実質的な平均残存期間や金利感応度を意味するものです。通常、この数値が大きいくほど金利が変化したときの債券価格への影響が大きくなります。

ーは行ー

【販売会社】 ファンドの販売を行う会社（証券会社、銀行、信託銀行、生命保険会社、損害保険会社等の金融機関）のことです。販売会社は、募集の取扱いのほか、換金（解約）の取扱い、収益分配金、一部解約金及び償還金の支払いの取扱い等を行い、ファンドに対する受益者への窓口となります。

【普通分配金】 受益者が追加型株式投資信託の収益分配金を受取る際、収益分配金落ち後の基準価額が「各受益者毎の個別元本」と同額の場合または当該個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。「普通分配金」は、課税扱いとなります。

【ファミリーファンド方式】 投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。マザーファンドの運用成果は、ベビーファンドを通じて受益者の損益に反映されます。

ーま行ー

【目論見書】 法令等に基づいて作成されたファンドの説明書です。ファンドの特色、投資方針、リスク及び手数料などが詳細に記載されており、ファンドの取得の申込みを取扱う場合には、目論見書をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ずお受取りのうえ、詳細をご確認ください。